

枚方市条例第 6 号

枚方市印鑑条例の一部を改正する条例

枚方市印鑑条例（昭和48年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第3条第2項第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）若しくは通称（同令第30条の16第1項）」に改める。

附 則 [令和元年6月25日公布]

この条例は、令和元年11月5日から施行する。